

公立刈田総合病院の管理運営に関する基本協定書

白石市（以下「甲」という。）、医療法人仁誠会（以下「乙」という。）及び白石市外二町組合（以下「丙」という。）とは、白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第16号）第8条の規定に基づき、公立刈田総合病院（以下「刈田病院」という。）の管理運営業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

第1章 総則

（管理の基本方針）

第1条 乙は、業務を実施するに当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、刈田病院が公の施設としての公共性を有することに配慮し、その趣旨を尊重しながら、仙南医療圏の中核的病院として、良質で信頼される医療提供体制の構築・確保を図り、将来にわたる安定的かつ持続可能な病院事業を効果的・効率的に実施し、もって福祉の一層の増進を図るものとする。

（業務の範囲）

第2条 白石市病院事業の設置等に関する条例（令和4年条例第17号。以下「病院事業条例」という。）第10条に規定する乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 医療の提供に関する事業
- （2） 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護サービスの提供に関する事業
- （3） 病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び手数料に関する業務
- （4） 健康診断その他住民の健康増進に関する事業
- （5） 病院の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- （6） 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供に関する業務
- （7） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事業

2 前項各号に掲げる業務の細目等は、別記1「業務仕様書」のとおりとする。

（管理業務）

第3条 業務の実施に当たり、甲は、刈田病院の固定資産台帳に登録した物件（以下「管理物件」という。）を、乙に無償で貸与するものとする。

- （1） 管理物件は、管理施設並びに器械及び備品（以下「管理備品」という。）からなり、その内訳は別に定めるものとする。
- （2） 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。
- （3） 乙は、管理物件を前条に定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。
- （4） 甲は、別に定める管理備品に増減があった場合、管理備品増減報告書を乙に提出しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該報告書が提出された年度における管理備品の増減について翌年度の年度協定（別途事業年度毎に締結する協定をいう。以下同じ。）で確認するものとし、年

度協定の締結をもって管理物件の変更があったものとみなす。

2 甲は、乙の職員確保に協力しなければならない。

(指定期間)

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

(事業年度)

第5条 当該業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利用料金)

第6条 乙は、病院事業条例第12条第1項の規定に基づく利用料金について、病院事業条例第13条第2項の規定に基づき、乙の収入として収受するものとする。

2 乙は、病院事業条例第12条第1項第3号の規定に基づき、利用料金に定める金額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、前項の利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の利用料金の額、変更すべき理由等、甲が指定する事項を記載した書面により、甲に申し出て甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、前2項の規定に基づき利用料金の額を設定し、又は変更する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

(手数料)

第7条 甲は、病院事業条例第12条第2項の規定に基づく手数料について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、証明書等交付及び手数料徴収に係る事務を乙に委託し、甲は、当該手数料相当額並びに当該手数料相当額に係る消費税及び地方消費税相当額を、委託料として乙に支払う。

2 乙は、手数料の徴収に当たり、手数料の額について、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

(利用料金及び手数料の減免等)

第8条 乙は、白石市病院事業の設置等に関する条例施行規則(令和4年規則第27号。以下「病院事業規則」という。)第4条第1項の規定に基づき利用料金及び手数料を減免するときは、あらかじめ減免の基準を明確にしておくものとする。

2 乙は、利用料金及び手数料の収受に係る事務及び経費について負担する。

3 乙は、甲の債権に係る未収金について、別に定めるところにより甲の会計に納入する。

(指定管理者委託料)

第9条 甲は、指定管理者委託料を予算の範囲内において、年度協定により、乙に事業年度毎支払うものとする。

2 指定期間内における指定管理者委託料(消費税及び地方消費税を含む。)は、総額1,000,000,000円とし、事業年度毎に100,000,000円を支払うものとする。

(経営基盤強化交付金)

第10条 甲は、経営基盤強化交付金を予算の範囲内において、年度協定により、乙に事業年度毎支払うものとする。

2 指定期間内における経営基盤強化交付金は、総額500,000,000円とし、令和5年度300,000,000円、令和6年度200,000,000円を交付する。

(地域医療確保交付金)

第11条 甲は、地域医療確保交付金を分娩が行われる体制の確保が整った年度から、予算の範囲内において、年度協定により、乙に事業年度毎支払うものとする。

2 指定期間内における地域医療確保交付金は、総額900,000,000円を上限とし、分娩が行われる体制の確保が整った年度から、事業年度毎に100,000,000円を上限に交付する。

(給与特例措置交付金)

第12条 甲は、丙を令和5年3月31日で退職し、引き続き乙に就職した医師を除く正規職員(以下「対象職員」という。)に係る給与の激変緩和に関する特例措置交付金(以下「給与特例措置交付金」という。)を、予算の範囲内において、年度協定により、乙に支払うものとする。

2 給与特例措置交付金の算定対象となる給与は、丙において対象職員に支払われる給与のうち、丙退職から遡って1月分に相当する給料、特殊勤務手当のうち危険手当(1月につき支給されたものに限る。)、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当の合計額(以下「退職時給与額」という。)、乙において対象職員に支払われる給与のうち、乙就職後の毎年4月分に相当する基本給、資格手当、管理職手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、その他1月につき支給される固定手当の合計額(以下「就職後給与額」という。)とし、甲は、就職後給与額が退職時給与額を下回った者を対象に、その差額の合計額を次項に定める期間及び交付率に従い、乙に支払うものとする。なお、対象職員のうち、就職後給与額が退職時給与額を上回る者がいる場合であっても、当該増加分は通算しないものとする。

3 給与特例措置交付金の交付対象期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とし、前項の差額に対する各年度の交付率は次のとおりとする。

(1) 令和5年度 差額の100パーセント

(2) 令和6年度 差額の75パーセント

(3) 令和7年度 差額の50パーセント

4 乙は、対象職員に対し、第2項の差額について前項の交付率に基づき算定された金額を、月毎適切に交付する。

5 給与特例措置交付金の請求及び支払い方法等は別に定めるものとする。

(国・県等からの補助金)

第13条 甲は、刈田病院の医業収益に関連して国・県等から補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付することができる。

2 前項に規定する補助金に係る国・県等への申請は、甲と乙が協議のうえ行う。

(指定管理権利金)

第14条 乙は、指定管理権利金として、50,000,000円を令和5年9月末までに甲に支払うものとする。

2 指定管理権利金は、指定期間が満了し、又は第45条に定める指定の取消し等の場合においても返金しないものとする。

(貸付金)

第15条 甲は、乙が管理運営業務を行うに当たって保有する運転資金に不足が生じる場合は、予算の範囲内において、年度協定により、乙に貸し付けることができるものとする。

2 前項に定める貸付金は、指定管理期間において、200,000,000円を上限とする。

3 前項の運転資金の貸付の利率は、地方公共団体金融機構が定める固定金利方式の基準利率のうち、償還期間及び据置期間に関する条件が該当する利率とする。

4 貸付金の元金及び利子の償還方法、償還日等は別に定めるものとする。

5 乙は、第1項の運転資金の貸付を申請するときは、甲に返済計画等を明記した書類を提出しなければならない。

第2章 業務の実施

(法令等の遵守)

第16条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、医療法その他関係法令、病院事業条例、病院事業規則並びに本協定及び年度協定を遵守するとともに、乙が甲に提出した事業計画書等に従い、善良なる管理者の注意をもって、業務を実施しなければならない。

2 前項に掲げる文書間に矛盾又は齟齬がある場合は、前項に掲げる順にその解釈が優先されるものとする。

(休診日及び外来診療受付時間の変更等)

第17条 乙は、病院事業規則第3条に規定する刈田病院の休診日又は外来診療受付時間について、病院事業規則に定める範囲内で変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

2 前項の規定に基づき休診日又は外来診療受付時間を変更する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

(文書等の保管及び保存)

第18条 乙は、業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の従業員が組織的に用いるものとして乙が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程を別に定め、これにより適正に管理することとし、指定期間が満了し、又は指定が取り消されたときは、文書の管理について甲の指示に従うものとする。

(情報の公開)

第19条 乙は、白石市情報公開条例（平成16年条例第27号）の趣旨にのっとり、乙が保有する業務

に係る情報の公開に関し、次に掲げる措置を講ずるための規程を整備し、業務を開始する日から乙の保有する業務に係る情報の公開を実施するものとする。

- (1) 管理文書の開示請求に関する措置
- (2) 前号の措置に対する異議の申出に関する措置
- (3) 情報提供に関する措置
- (4) その他乙が保有する業務に係る情報の公開を実施するために必要な措置
- (5) 乙が指定管理者でなくなった後の前各号（第3号を除く。）に掲げる措置

2 乙は、前項の規定を定め、改め、又は廃するときは、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得るものとする。

3 乙は、指定期間が満了した日又は第45条の規定に基づき指定が取り消された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、第1項第5号に掲げる措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、業務を実施するにあたり取り扱う個人情報については、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」によらなければならない。

(許認可の申請、届出等)

第21条 甲が行う病院の管理運営に関し必要な許認可の申請、届出等の事務及び費用（ただし、人件費を除く。）の負担方法等については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(目的外使用)

第22条 乙は、業務以外の目的で施設を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、あらかじめ甲の許可を受けなければならない。

(院内学級)

第23条 乙は、刈田病院に設置される白石市立福岡小学校刈田総合病院分校及び白石市立福岡中学校刈田総合病院分校の院内学級運営に協力するものとする。

(自主事業)

第24条 乙は、乙が主催する事業（以下「自主事業」という。）を実施するときは、甲に対して計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、自主事業に係る会計と第28条に規定する病院に係る会計とを明確に区分しなければならない。
- 3 自主事業に係る損益はすべて乙に帰属する。

(第三者による実施)

第25条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、すべて乙の責め

に帰すべき事由により生じた損害とみなして、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第26条 乙の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、業務を実施するにあたり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。このことは、指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、乙の従業員に対し、業務に従事する期間及び従事後の期間において、業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(施設利用者の意見の反映)

第27条 乙は、提供するサービスの向上等の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、甲と協議してその後の業務への反映に努めるものとする。

2 乙は、施設利用者が前項の意見等を容易に閲覧できる方法で公表するよう努めるものとする。

(経理の区分)

第28条 乙は、事業年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(監査の実施)

第29条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査委員が業務に係る出納その他の事務について監査する必要があると認めるときは、その実施について協力しなければならない。

(管理備品の取扱い)

第30条 乙は、故意又は重過失により管理備品を毀損し、又は滅失したときは、甲に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該管理備品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

2 乙は、前項により管理備品を購入し、又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理備品について、定期的に現物の実査を実施してその結果を書面に残さなければならない。

(管理施設の形質変更等)

第31条 乙は、管理施設の形状、形質等を変更する場合は、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、天災地変その他の事故により管理施設を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

(緊急事態発生時の対応)

第32条 甲及び乙は、協議のうえ、緊急時に係る連絡体制を整備する。

2 甲は、建物及び建物に付随する設備に係る火災保険に加入するものとする。当該火災保険に係る費用は、甲の所有に属するものは甲が、乙の所有に属するものは乙が負担するものとする。

3 甲所有の自動車のうち、乙又は甲が事前に承認した乙の委託者が使用する自動車に係る任意保険については、乙が負担するものとする。

- 4 乙は、医療事故等に備え、医療事故等賠償責任保険に加入するなど万全の体制を整えるものとする。
- 5 指定期間中、業務の実施に関連して事故や災害（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに適切な応急措置を行うとともに、甲その他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、必要な措置について甲と協議しなければならない。
- 6 前項の場合、乙は、甲に事故報告書を提出するものとする。
- 7 甲は、病院機能を維持することができないおそれがあるとき、又は利用者に重大な支障が生じるおそれがあるときは、乙に対して緊急措置として必要な指示を行うことができる。
- 8 事故等が発生した場合、乙は甲と協力をして事故等の原因調査にあたるものとする。

（リスク分担）

第33条 業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項（以下「リスク」という。）の分担については、別記3「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、リスク分担を決定する。
- 3 前2項のリスク分担により発生する補償又は賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意を持って協議し決定する。

（損害賠償）

第34条 乙は、業務を実施するに当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

（不当介入への対応）

第35条 乙は、業務を実施するに当たり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（乙に対して行われる不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）又は妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする
- (3) 甲に報告すること
- (4) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと

第3章 管理運営状況の把握等

（業務計画）

第36条 乙は、仙南地区地域医療構想連携プラン、公立刈田総合病院事業会計資金不足等解消計画書及び甲に提出した指定管理指定の申請時に提出のあった事業計画書等を踏まえて、事業年度毎、甲が指定

する内容を記載した業務計画書を作成のうえ、前年度の10月末までに甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、令和5年度については、本協定締結後に甲及び乙が協議のうえ定める。

- 2 甲は、前項の規定に基づき提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、乙と協議を行うこととする。
- 3 乙は、第1項の規定に基づき提出した業務計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(業務報告)

第37条 乙は、甲が指定する項目について、毎月、業務報告書を作成して、翌月末日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。
- 3 甲は、業務の適正を期するため、乙に対し、前2項に掲げるもののほか、業務の実施状況及び乙の経理の状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告及び評価報告)

第38条 乙は、事業年度終了後、甲が指定する期日までに、次の各号に掲げる事業報告書及び評価報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 刈田病院の利用料金の収入の実績
- (3) 業務に関する経費の収支状況
- (4) 成果目標及びその実績
- (5) 業務に関する自己評価
- (6) その他甲が指定する項目

- 2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(決算書類)

第39条 乙は、法人の事業年度毎の決算確定後1月以内に、当該年度の収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を甲に提出しなければならない。

(実施状況の調査、指示等)

第40条 甲は、乙が第38条の規定に基づき提出した事業報告書により、乙が行う業務の実施状況について確認を行うものとする。

- 2 甲は前項における確認のほか、年1回以上管理物件に立ち入り、乙による業務の実施状況等を確認し、評価を行う。この場合において、甲は乙に対して業務の実施状況及び収支の状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、前項に基づく甲の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。この場合において、乙は、必要とされる関係書類を速やかに提示するなど甲が実施する調査に対して誠実に対応しなければならない。

- 4 前3項による調査等の結果、乙による業務の実施状況が、業務仕様書に示したサービスや維持管理などの基準を満たしていない等の場合、甲は、乙に対して業務について必要な指示又は改善勧告（以下「指示等」という。）を行うことができる。
- 5 乙は、前項による指示等を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

（管理運営協議会の設置）

- 第41条 刈田病院の業務に関する事項を協議するため、甲及び乙の代表者等による（仮称）公立刈田総合病院管理運営協議会（以下「（仮称）管理運営協議会」という。）を設置する。
- 2 前項に規定する（仮称）管理運営協議会の詳細については、別に定めるものとする。

第4章 業務の引継ぎ等

（指定期間満了時等における引継ぎ）

- 第42条 指定期間の満了又は指定の取消しなどにより乙の業務が終了する場合、業務に係る債権及び債務の引継ぎに関しては、甲及び乙が協議のうえ、乙は、甲及び甲が指定する者に適正に引き継ぐものとする。

（原状回復義務）

- 第43条 乙は、指定期間が満了し、又は第45条の規定により指定を取り消されたとき若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、経年劣化等乙の責めに帰さない事項を除き指定開始日を基準として管理施設を原状に回復し、速やかに甲に明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙から原状回復できないことについて報告があり、その内容を甲が合理的な理由であると認めた場合には、乙は管理施設を原状に回復することなく、甲が指示した状態で甲に明け渡すことができるものとする。
 - 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当な期間の経過後も管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理施設を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることはできず、かつ当該措置に要した費用を負担しなければならない。

第5章 指定の取消し等

（業務の継続が困難になった場合の措置等）

- 第44条 乙は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、期間を定めて改善策の提出及び実施などを求めることができるものとする。
 - 3 乙の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、甲及び乙は、今後の業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 甲に対し、正当な理由なく報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合
 - (2) 乙が、第37条第3項又は第40条第4項の規定に基づく甲の指示等に従わない場合
 - (3) 乙が、本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められる場合
 - (4) 乙が、関係法令等並びに本協定及び年度協定の規定に違反したと認められる場合
 - (5) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が、刈田病院の指定管理者として業務を継続することができないと認められる場合
 - (6) 役員等（役員又は常時業務等の契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められる場合
 - (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営し、又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる場合
 - (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営し、又は運営に実質的に関与していると認められる法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (9) 前3号のほか、役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、又は自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待するような関係若しくは暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有していると認められる場合
 - (10) 乙の経営に暴力団関係者が実質的に関与していると認められる場合
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、乙が、刈田病院の指定管理者として業務を継続することが適当でないとして認められる場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に損害が生じてもその賠償の責めを負わない。

第6章 その他

（権利譲渡禁止）

第46条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又は担保に供してはならない。

（重要事項の変更の届出）

第47条 乙は、定款、寄附行為、事務所の所在地若しくは代表者の変更等、又は病院管理者若しくは病院長の任免を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（協定の変更）

第48条 業務の遂行にあたり、その前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の履行等)

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、報告及び承認は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 業務に関して甲乙間に争いが生じた場合は、被告の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(効力)

第50条 本協定は、本協定締結日にその効力を生じるものとする。

2 令和4年11月17日付け乙と丙において締結した公立刈田総合病院の管理運営に関する基本協定書については、令和5年3月31日で効力を失う。

(疑義についての協議)

第51条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月10日

甲 宮城県白石市大手町1番1号
白石市副市長

菊地正昭

乙 奈良県奈良市石木町800
医療法人仁誠会理事長

今村豪

丙 宮城県白石市福岡蔵本字下原沖36番地
白石市外二町組合

管理者 白石市長

山田裕一

別記1 業務仕様書

1 病院の基本理念、運営方針

(1) 住民のための病院づくり

- ・24時間対応の診療体制を取り入れ、救急体制を確立し、みやぎ県南中核病院（以下「中核病院」という。）との医療連携により、仙南区域の医療体制を確立する。
- ・人工透析医療をさらに充実させ、周産期医療にも取り組む。
- ・一般的な急性期医療を一定程度担い、中核病院と連携・補完に努める。

(2) 地域ニーズに的確に対応した病院づくり

- ・仙南地区地域医療構想連携プラン（以下「連携プラン」という。）の着実かつ発展的な履行のため、協力体制の強化・活性化の協議を加速させ、総合的医療サービスの構築に努める。
- ・午前・午後を問わない診療体制の構築や土曜診療体制の構築に努める。
- ・特殊な脊椎の内視鏡治療などの診療科創設を検討する。

(3) 医師・看護師をはじめ医療従事者の確保・育成

- ・再就職を希望する職員は、可能な限り優先的に法人の給与規定や勤務規約に準じて再雇用に努める。
- ・刈田病院が進めている医科大学地域医療支援プログラムを継承し、人材の確保や医療技術の向上に努める。
- ・宮城県白石高等学校看護科の実習病院としてだけでなく、卒業生が地元で働ける魅力的な病院づくりに努める。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

- ・医療機関、介護・福祉施設、患者の自宅などと連携を図ることで、リハビリテーション活動などを通じた介護施設への支援や、介護施設への橋渡しなど医療ニーズに対応した地域包括ケアシステムの構築に努める。

2 診療等に関する業務

(1) 診療科

- ・原則として次の診療科を標榜し、現行の診療体制の維持に努め、連携プラン推進のために必置な診療科から段階的に構築するように努める。

総合内科 総合外科、循環器科、整形外科、消化器科、産婦人科、神経内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、透析部門、健診部門

(2) 外来診療機能

- ・午前・午後を問わない診療体制及び土曜診療体制の構築など地域住民が利用しやすい診療体制、診療時間等の設定に配慮するように努める。
- ・常勤医師を主体として診療体制の構築に努める。
- ・腎・透析センターの機能の維持・拡充に努める。
- ・訪問診療、訪問看護体制の構築を検討する。

(3) 入院診療機能

- ・安全かつ効率のよい医療サービスが提供できるよう運用体制の構築に努める。
- ・働きやすい環境を踏まえた、施設基準を満たす看護師の配置に努める。
- ・急性期病棟からの転棟や転院、直接入院等により稼働率を高めながら在宅復帰に向けた診療やリハビリテーションの提供に努める。

- ・手術後患者の受入れなどの体制構築に努める。
- ・今後の高齢化と慢性期を担う役割を考慮し、内科系の充実に努める。

(4) 救急・災害医療機能

- ・二次救急医療機関として、救急搬送に応じられる体制確保に努める。
- ・内科系の救急体制については、24時間365日の受入体制の維持に努める。
- ・一定程度の外科系の救急体制については、24時間365日の受入体制の実現に努める。
- ・宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）に応じられる体制を継続するように努める。
- ・災害対策マニュアルを作成するとともに、災害時用備蓄物品の整備、災害訓練などを実施する。

(5) 周産期医療機能

- ・常勤医師を確保して婦人科外来診療を継続するように努める。
- ・分娩、入院診療は、令和6年度からの開始に向け、医療体制の構築に努める。

(6) 地域医療全体の質の向上

- ・一次医療を担う医療機関との間での紹介・逆紹介を推進するとともに、仙南地域の基幹病院として、病診連携の推進に努める。
- ・三次医療を担う中核病院等との医療連携を進め、医療体制の構築に努める。
- ・介護福祉施設との連携など、医療・介護・福祉関係との連携・協力を努める。

3 病院経営に関する業務

(1) 安全対策、危機管理体制等

- ・医療事故防止対策について、医療安全管理者及び委員会を設置するとともに医療安全管理マニュアル等を整備し対策を行う。
- ・医療事故に発展する可能性のあるインシデントが発生した場合や医療事故等のアクシデントが発生した場合の報告の義務化、医療安全管理者及び委員会において事故の未然防止、再発防止に向けた体制整備と取組を進める。
- ・医療事故発生時には、速やかに委員会を開催し、事故の検証、患者への対応などの対策を早急に講じる。
- ・医療事故等公表基準を整備し、基準に準じて公表を行う。
- ・院内感染対策について、委員会を設置するとともに感染防止対策マニュアル等を整備し、感染の未然防止と発生時の迅速な対応に努める。
- ・ハラスメント防止対策は、マニュアル等を整備するとともに、相談窓口の整備、苦情対応等を行う。
- ・災害時の業務継続訓練の実施等を行い災害時医療の体制維持に努める。
- ・非常災害時の危機管理体制について、危機管理マニュアル等を整備するとともに、災害拠点病院の役割を發揮できるよう体制の見直しや訓練を継続的に実施し、日頃から体制整備に努める。
- ・倫理的観点からの医療行為の適正化を図るため、医療倫理に係る委員会等を設置する。

(2) 医療従事者の確保、育成等

①医療従事者の確保

- ・診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を、年間を通して安定的かつ適切に配置することに努める。
- ・院内保育所の運営など職員が働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、将来的な人材確保に

向け奨学金制度の活用など、教育機関への積極的な働きかけに努める。

②医療従事者の育成

- ・サービス向上・公的補助に対する知識の習得・診療技師の体制強化・経管栄養に関する研修等への参加や資格取得の支援など、職員の資質の向上に努める。
- ・総合診療医の育成に努める。
- ・専門医・指導医を育成し、学会の研修認定の実現に努める。
- ・認定看護師の育成に努める。

③看護実習生等の受入れ

- ・宮城県白石高等学校看護科の実習の受け入れを行う。
- ・地域の医療人材を育成するため、地域の中高生等を対象とした医療現場の見学、体験などを行うメディカルスクールの実施などを行う。

(3) 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

- ・外来・入院患者及び来院者の利便性やサービスの向上に資するため、売店、レストラン等のサービスを継続するとともに、相談窓口やアンケート等を実施して利用者の意見等も参考に患者中心の医療、サービスの向上に努める。
- ・利用者に対する物品の販売又はサービスの提供に関する業務を行う。
- ・病院を広く知ってもらい利用につながるよう、病院の情報誌やパンフレット等の作成、病院ホームページの充実等により、病院の情報や取組の広報、PRに努める。

4 施設及び設備等の維持管理に関する業務

- ・現行の仕様水準を維持し、施設・設備等の維持管理に努める。
- ・管理物件の維持管理を行うに当たっては、法令等に定める有資格者を配置して行う。
- ・使用不能となった管理備品は廃棄等処分する場合は、甲の承認を得て処分する。

5 その他

- ・医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化を踏まえ、必要に応じ診療機能等の見直しに努める。
- ・休日当番医への対応、予防接種など市が委託する予防事業等、医師会への加入及び宮城県等が主催する医療関係会議への出席などに協力する。

6 成果目標

- ・指定管理指定の申請時に提出の事業計画書記載の数値をもって、事業の成果目標とする。

7 収支計画等

- ・収入確保及び費用削減等について適切に取り組み、健全な経営に努める。
- ・収入面では、外来診療における各診療科の医療体制構築及び入院診療における段階的な受入態勢構築に伴い収入の増加を図るとともに、診療報酬の請求洩れ調査の実施やDPC（診断群分類別包括評価）請求によるデータの分析を行い収入確保に努める。
- ・支出面では、材料の購入方法、在庫管理方法、委託業務内容及び設備関係の賃借料や保守管理等の見直しを行い経費の適正化を図るとともに、スケールメリットを活かして、薬剤等の一括購入、後

発医薬品の活用、I T技術の積極的活用を図り、費用削減に努める。

別記2 個人情報の取扱いに関する特記事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等関係法令を遵守すること。

2 秘密の保持

乙は、業務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。このことは、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

4 責任者等の報告

(1) 乙は、個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、(1)の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

5 収集の制限

(1) 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき又は甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、業務に関して知り得た個人情報を甲の承諾なしに当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 教育の実施

乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

8 派遣労働者等の利用時の措置

(1) 乙は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

9 再委託の禁止

(1) 乙は、業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、(2)の①から⑧の措置を講ずるものとする。
(2) 乙は、個人情報の処理を委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- ① 再委託する業務の内容
- ② 再委託先
- ③ 再委託の期間
- ④ 再委託が必要な理由
- ⑤ 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- ⑥ 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- ⑦ 再委託先の監督方法
- ⑧ その他甲が必要と認める事項

(3) 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- ① 再委託先
- ② 再委託する業務の内容
- ③ 再委託の期間
- ④ 再委託先の責任体制等
- ⑤ 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- ⑥ その他甲が必要と認める事項

(4) 乙は、(3)の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に承諾を得なければならない。

(5) 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

(6) 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

10 個人情報の適正管理

乙は、業務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ③ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ④ 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- ⑤ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- ⑥ 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ⑦ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

⑧ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に係のないアプリケーションをインストールしないこと。

1 1 個人情報の返還、廃棄又は消去

- (1) 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、本協定が終了し、又は解除された後において直ちに甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (2) 乙は、(1)の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (3) 乙は、パソコン等に記録された(1)の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (4) 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- (5) 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

1 2 点検の実施

乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

1 3 検査及び立入調査

- (1) 甲は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。
- (2) 甲は、前項の目的を達するため、個人情報を取り扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又は業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

1 4 事故発生時の対応

- (1) 乙は、業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る責任の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

別記3 リスク分担表

項 目	内 容	負担者	
		甲	乙
債務不履行	甲が協定内容を不履行	○	
	乙が業務又は協定内容を不履行		○
管理運営費の上昇	乙の事業計画変更等の要因によるもの		○
	甲の事情による業務仕様内容の変更に伴うもの	○	
	人件費、物品費等の物価の変動に伴う経費の増加		○
	金利の変動に伴う経費の増加		○
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	管理業務に関するもの		○
	上記以外の場合	両者の協議	
診療報酬の改定	収入の減・支出の増		○
情報の安全管理	乙の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の確保	協定により定めた管理運営サービスの要求水準の確保に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	医療環境の変化による需要の見込み違い、競合施設による利用者減・収入減		○
施設、設備、物品（医療機器、什器備品等）等の管理	管理対象施設・設備・物品の修繕、更新、新規購入		○
	管理対象施設・設備の改良・改修（甲側の資産の取得に係るもの）	○	
	管理対象施設・設備の改良・改修（乙側の資産の取得に係るもの）		○
	管理対象施設・設備の大規模改良・大規模改修（経年劣化によるもの）	両者の協議	

項 目	内 容	負担者	
		甲	乙
施設、設備、 物品の損傷	乙の管理上における瑕疵及び乙の責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外による施設、設備、物品等の損傷	両者の協議	
利用者及び周 辺地域住民へ の対応(苦情、 要望、訴訟等)	管理業務に対するもの（地域との協調、協力を含む。）		○
	施設の設置に関するもの	○	
	上記以外のもの	両者の協議	
管理運営上の 事故等に伴う 損害賠償	医療事故、又はこれに準ずるもの		○
	施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		○
	甲の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	施設本来の瑕疵によるもの	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、感染症、火災、騒乱、暴動、その他甲又は乙のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能	○	
事業終了時の 費用	指定期間の満了及び指定の取消し等に伴う撤収費用		○